

安全管理者選任時研修

◇法的根拠

*労働安全衛生法第11条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに、安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理する者を選任することが必要で、その選任した者を「安全管理者」と言う。

*労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、安全管理者の選任を義務づけており、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要がある。

*安全管理者を選任しなければならない事業場

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上

*また、次に該当する事業場にあつては、安全管理者のうち、少なくとも1人を専任としなければなりません。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
建設業、有機化学鉱業製品製造業、石油製品製造業	300人
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人
上記以外の業種	2,000人

*安全管理者の役割

ア 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置

イ 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検

ウ 作業の安全についての教育及び訓練

エ 発生した災害原因の調査及び対策の検討

オ 消防及び避難の訓練

カ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督

キ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録 など。

*安全管理者の資格要件

(1) 厚生労働大臣の定める研修(コ)を修了した者で、次のいずれかに該当するもの。

ア 大学、高等専門学校の理科系の課程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務を経験した者

イ 高等学校、中等教育学校（旧制中学）の理科系の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務を経験した者

ウ その他厚生労働大臣が定める者

●理科系統以外の大学を卒業後4年以上産業安全の実務を経験した者

- 理科系統以外の高等学校等を卒業後 6 年以上産業安全の実務を経験した者
 - 7 年以上産業安全の実務を経験した者等
- (2) 労働安全コンサルタント

***安全管理者選任時研修カリキュラム**

- 1 安全管理 (3 時間)
- 2 リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム (3 時間)
- 3 安全教育 (1.5 時間)
- 4 関係法令 (1.5 時間)

(参考) 安全管理者選任時研修の科目・範囲

安全管理者選任時研修は、次の表の科目の欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の範囲の欄に掲げる範囲について行われるもの(施行日前に行われるものを含む。)であること。

科 目	範 囲
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・企業経営と安全 ・安全管理者の役割と職務 ・総合的な安全衛生管理の進め方 ・安全活動 ・労働災害の原因の調査と再発防止対策
事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。以下「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・労働安全衛生マネジメントシステム
安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育の実施計画の作成 ・安全教育の方法 ・作業標準の作成と周知
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全関係法令(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。))の関係条文を含む。)